

免震住宅地震性能保証書

本保証書は、スーパージオ®工法が施工要領書に則り施工された建築物であることを証明し、当該建築物の地震による被害を本書裏面記載の規定により保証いたします。

ただし、保証期間内においても以下の理由に該当する場合は保証いたしかねます。

- 本保証書のご提示がない場合。
- 本保証書にハウスマンティの社印及び保証番号が記載されていない場合。
- 裏面に記載した免責事項に該当する場合

※ 本保証書を紛失された場合、直ちにハウスマンティに連絡し再発行の手続きを行ってください。

保証書番号	
保証物件所有者	
保証物件所在地	
保証期間	



一般社団法人 ハウスマンティ

〒130-0026 東京都墨田区両国 3-25-5 JEI 両国ビル 11階

TEL 03-5638-0086 FAX 03-5638-0076



免震住宅地震性能保証規定

第1条[総則]

免震住宅地震性能保証(以下、当保証といひます。)とは、一般社団法人ハウスマンティ(以下、当社といひます。)が、下記5条の規定に則り、表面記載の物件について、当該地での補修工事等を実施する役務保証です。

第2条[保証対象物件]

当保証は、スーパージオ®工法の施工要領書に則って施工された新築の建物を保証対象とします。

第3条[保証期間]

保証書記載の保証期間開始日の午後4時より10年後の午後4時までといたします。また、保証対象物件の滅失登記がなされた場合、保証書記載の保証期間でも保証は終了いたします。

第4条[用語の定義]

1. 全壊とは、地震等により損害を受け、主要構造部(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が、その建物の時価額の50%以上となり、公的機関から罹災証明(全壊)が発行され、かつ、当社が全壊相当と認めた場合を指します。
2. 半壊とは、地震等により損害を受け、主要構造部(同上)の損害の額が、その建物の時価額の20%以上50%未満となり、公的機関から罹災証明(半壊)が発行され、かつ、当社が半壊相当と認めた場合を指します。
3. 一部損壊とは、地震等により損害を受け、主要構造部(同上)の損害の額が、その建物の時価額の3%以上20%未満となり、公的機関から罹災証明(一部損壊)が発行され、かつ、当社が一部損壊相当と認めた場合を指します。

第5条[保証内容]

当保証は、スーパージオ®工法が震度5以上(公的機関発表)の地震によって所定の減震性能を発揮しなかったことに起因して、住宅の構造耐力上主要な部分、雨水の侵入を防止する部分の損傷、またはこれらに起因する損傷及び建物外(1m以内)の接続配管に損傷等の影響が出て、当該建物の補修等が余儀なくされたとき当社が判断した場合に、第6条に定める規定に基づき、補修工事等を実施するものです。なお、当該建物の補修工事等は当社が斡旋する工事会社が行う事を専らとし、当該建物の所有者に直接金銭を支払うものではありません。

第6条[保証限度額]

全壊の場合は、3000万円を上限とします。但し、当初請負金額を限度額とします。

半壊・一部損壊の場合は、500万円を限度額とします。

第7条[保証を受けるための条件]

当保証を受けるためには新築時の建築確認申請図面が残っており、その設計図書どおりに施工されていることを必須とします。当保証の申請は、保証書記載の保証物件所有者が請負契約又は売買契約を締結した住宅供給事業者を通じて行うものとし、保証物件所有者は保証対象建物が地震発生後に公的機関から罹災認定を受け、被害状況を客観的に証明することが必要です。

第8条[保証免責事由]

1. 新築時及び増改築時の請負契約書または売買契約書、設計図書、公的機関の罹災証明書、当保証書の全てが揃っていない場合。
2. 建築確認書、検査済証等の対象建物が現行基準で建築された事を証明する公的機関が発行する書類が無い場合。
3. 当社または当社の指定する認定会社の調査により、設計図書どおりに施工されていないことが判明した場合。
4. 事前に当社の承認を得ずに増改築をした場合、所有者を変更したにも関わらず名義変更手続きをしていない場合。
5. 当社の斡旋を受ける前に当該建物の所有者及びその関係者が補修工事または建替工事先を選定した場合。
6. 白蟻防除工事等の有無に関わらず、白蟻の被害により地震による揺れに対する耐久性能が低下したことが認められた場合。
7. 地震以外の要因(地震により生じた火災、延焼、津波、地形の変状、近隣建物の倒壊などに起因する場合及び地震以外の振動や噴火、洪水、台風、落雷、竜巻など天変地異などに起因する場合、また、責めを負うべき第三者が存在するなど)に起因する損傷が生じた場合を含む)により建物の損傷が生じた場合。
8. カーポート、門、塀、垣根、玄関ポーチ、勝手口、建物構造に適切な固定がなされていない設備機器(給湯器、室外機)、家財電化製品、宅地外の配管配線等のインフラなど、主要構造部に該当しない部分のみの損傷。
9. 不適切な維持管理や通常予測できない使用状態に起因する場合。
10. 造成に起因するもので擁壁等が損傷した場合。
11. 建物内への幹線引き込みが電柱の揺れ等により損傷した場合。
12. 基礎周りにエキスパンションを設けずに基礎等に損傷が出た場合。

一般社団法人 ハウスマンティ

〒130-0026 東京都墨田区両国 3-25-5 JEI 両国ビル 11階 TEL:03-5638-0086 FAX:03-5638-0076

特記事項